

# 島根県建築基準法取扱

## 6 限定特定行政庁と島根県の業務対象について

建 第 1 6 5 1 号  
平成 24 年 4 月 1 日  
改正 建 第 5 8 8 号  
平成 29 年 8 月 8 日

限定特定行政庁（安来市・大田市・浜田市・益田市・江津市・雲南市）の業務対象は、下記とする。

①<令第 148 条第 1 項に定める事務>※知事の許可を必要とするものを除く

- ・建築物 →法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物
- ・工作物（上記建築物以外の敷地内に築造するものを除く）
  - 令第 138 条第 1 項第 1 号の煙突（6 m<高さ≤10 m）
  - 令第 138 条第 1 項第 3 号の広告塔等（4 m<高さ≤10 m）
  - 令第 138 条第 1 項第 5 号の擁壁（2 m<高さ≤3 m）

②<令第 148 条第 2 項第 1 号に定める事務>

①による建築物又は工作物に関する下記の事務

- 指定確認検査機関の処分に対する措置  
（法第 6 条の 2 第 6, 7 項, 法第 7 条の 2 第 7 項, 法第 7 条の 4 第 7 項）
- 違反建築物に対する措置（法第 9 条）
- 建築監視員（法第 9 条の 2）
- 違反建築物の設計者等に対する措置（法第 9 条の 3）
- 保安上危険な建築物等に対する措置（法第 10 条）
- 集団規定（法第 3 章）に適合しない建築物に対する措置（法第 11 条第 1 項）
- 報告の聴取・立入・台帳の保存（法第 12 条第 5, 6, 7 項）
- 計画通知建築物に対する措置（法第 18 条第 25 項）
- 応急仮設建築物の存続許可（法第 85 条第 3 項）
- 仮設店舗等の建築許可（法第 85 条第 5 項）
- 一団地認定・連担建築物認定及び認定取り消し  
（法第 86 条第 1, 2, 8 項, 法第 86 条の 2 第 1, 6 項, 法第 86 条の 5 第 2, 4 項）
- 一団地の住宅施設に関する都市計画の決定（法第 86 条の 6）
- 全体計画認定（法第 86 条の 8）
- 書類の閲覧（法第 93 条の 2）

③<令第 148 条第 2 項第 3 号に定める事務>

- 道路位置指定（法第 42 条第 1 項第 5 号）
- 2 項道路指定（法第 42 条第 2 項（幅員 1.8 m 未満の道の指定を除く））
- 4 m 以上 6 m 未満の道路の指定（法第 42 条第 4 項  
（幅員 1.8 m 未満の道の指定を除く））
- 私道の変更・廃止の制限（法第 45 条）
- 予定道路の指定（法第 68 条の 7 第 1 項）

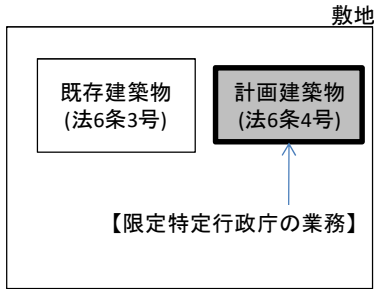
※都市計画区域外の法第 6 条第 1 項第 4 号建築物相当に対する建築工事届・建築物除却届の受付は県の業務とする。

※他法令による届出等も県の業務とする。（例：浄化槽設置届・長期優良住宅認定等）

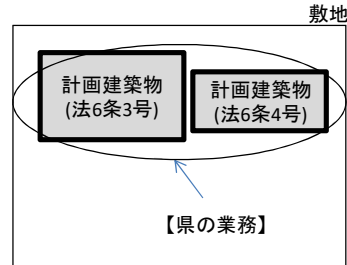
# 島根県建築基準法取扱

## 解説

事例1：法第6条第1項第4号建築物を単独で建築する場合は、敷地内の既存建築物の規模・構造・用途に関わらず、限定特定行政庁の業務対象とする

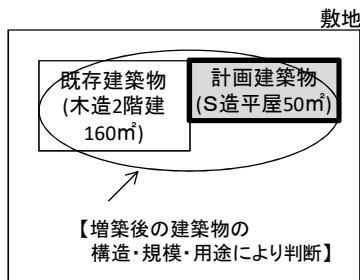


事例2：敷地内に法第6条第1項第3号建築物と第4号建築物を一の建築行為として計画する場合は、すべての建築物・工作物を島根県の業務対象とする。

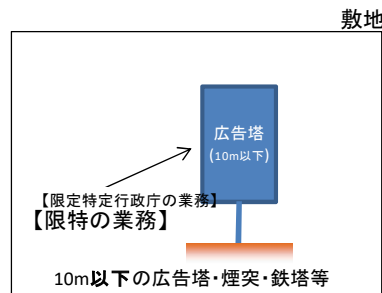


※一の建築行為とは  
一つの敷地において確認申請時に同時及び計画変更により追加して建設する場合

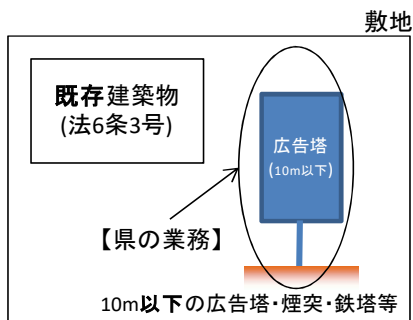
事例3：既存建築物に増築等を行う場合は、増築等を行った後の建築物の規模・構造・用途により業務対象を判断する



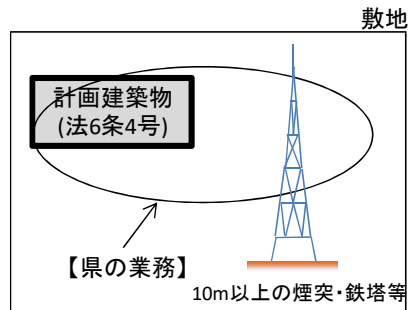
事例4：建築物が存在しない敷地内に10m以下の広告塔・煙突・鉄塔等を築造する場合は、限定特定行政庁の業務対象とする。



事例5：法第6条第1項第4号建築物以外が存在する敷地内に10m以下の広告塔・煙突・鉄塔等を築造する場合は、島根県の業務対象とする。  
(※令148条第1項第2号括弧書きより)



事例6：法第6条第1項第4号建築物の建築と10m以上の煙突・鉄塔等の築造を同時にする場合は、島根県の業務対象とする。



関連法令

建築基準法第97条の2第1, 4項  
建築基準法施行令第148条

参考